

# こども<sup>☆☆</sup>誰<sup>🔍</sup>でも<sup>☆☆</sup> 通園制度

## こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、  
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず  
形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

### 対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

### 利用方法

- ・ 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



## こども誰でも通園制度を利用すると……

### こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、**ものや人への興味や関心が広がり、成長していく**ことができます
- ・**年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらします

### 保護者にとって

- ・**地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機**となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、**保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります**
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、**孤立感、不安感等の解消**につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、**育児に関する負担感の軽減**につながります

### 一時保育との違い

- ①利用できる時間、利用料金が違います。
- ②利用前に、保護者は町の認定を受ける必要があります。
- ③親子通園をしたり、お子さんが園で過ごす様子をお伝えしたりする中で子育ての相談ができる場として利用いただけます。  
～詳しくは次のページをご覧ください～

制度の詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→[こども誰でも通園制度について](#) | こども家庭庁

## 一時保育との違い

|      | 一時保育事業  | 乳児等通園支援事業  |
|------|---|--|
| 対象児童 | 保育所等に通っていない未就学児<br>(0歳2か月から利用可)   | 保育所等に通っていない0歳6か月から<br>満3歳未満の児童   |
| 利用条件 | ○緊急保育サービス事業<br>→保護者の疾病、入院、冠婚葬祭等<br>○私的理由による保育サービス事業<br>→条件はありません  | 条件はありません   |
| 利用時間 | ○緊急保育サービス事業<br>→月13日まで(月104時間)<br>○私的理由による保育サービス事業<br>→週2日まで(月32時間)   | 月10時間まで  |
| 利用料  | ○半日単位の料金設定<br>○副食費は利用料に含まます<br>【3歳未満】<br>半日(4h) 1,250円<br>全日(8h) 2,500円<br>【3歳以上】<br>半日(4h) 1,000円<br>全日(8h) 2,000円 | ○1時間単位の料金設定<br><br>1時間 300円<br>副食費は別途 300円                             |
| 実施場所 | 町立保育園、子どもセンター   | 町立保育園のみ  |
| 利用定員 | 各施設10名以内  | 各施設3名以内  |
| 利用申請 | 利用の1週間前までに施設に利用申請書を提出してください   | ○保護者は施設への利用申請前に、町に認定申請が必要です<br>○認定を受けたくうえで、利用の1週間前までに施設に利用申請書を提出してください |
| 親子通園 | できません   | 保護者が希望する場合、期間を定め児童と保護者が一緒に園で過ごすことが可能です                                 |

## 利用の方法について

